

〔研究ノート〕

カントの「諸空間一般」(2) 承前

瀬戸 一夫

第 5 節 副詞《überhaupt》の多様な用法

前節まで「一般 überhaupt」という語を特に検討することなく訳語として用いてきた。しかし、本研究で問題にしている「諸空間一般」は、複数形の名詞を「一般」というこの副詞が修飾している。これはどのような用法であり、厳密な意味が絞り込めるのか否か、調べてみる価値はありそうに思える。第一批判の初版と第二版でほんの少しだけ異なる箇所をまずは順に引用したい。

Da dieses [das System der reinen Vernunft] aber sehr viel verlangt ist, und es noch dahin steht, ob auch *überhaupt* eine solche Erweiterung unserer Erkenntnis, und in welchen Fällen sie möglich sei; [...] (A11).

とはいえ、これ〔純粹理性の体系〕は実に多くのことを必要としており、またそもそも、われわれの認識をそのように拡張することができるのか否か、さらにはどのような場合に拡張できるのか、まだ分かってはいないのであるから、[...]

Da dieses [das System der reinen Vernunft] aber sehr viel verlangt ist, und es noch dahin steht, ob auch hier *überhaupt* eine Erweiterung

カントの「諸空間一般」(2) 承前

unserer Erkenntnis, und in welchen Fällen sie möglich sei; [...] (B25).

とはいえ、これ〔純粹理性の体系〕は実に多くのことを必要としており、またそもそもここで、われわれの認識を拡張することができるのか否か、さらにはどのような場合に拡張できるのか、まだ分かってはしないのであるから、[...]

元来は副詞であるから、以上のように用いられるのは当然だが<sup>(4)</sup>、通常の副詞として用いられているのかどうか微妙な場合もある。

たとえば、初版の記述が第二版で書き換えられた箇所にもかかわらず、用例の特定が困難な箇所を引用しておく。以下は各版の緒論に見られる記述である。互いに異なる表現をいずれの引用文でも斜体にして強調したい。

Ich nenne alle Erkenntnis transzendental, die sich nicht sowohl mit Gegenständen, sondern mit *unsern Begriffen a priori von Gegenständen* überhaupt beschäftigt (A11f).

諸対象に関わるのではなく、われわれが諸対象一般についてもア・プ  
リオリな諸概念に関わる認識すべてを、わたしは超越論的と名づける。

Ich nenne alle Erkenntnis transzendental, die sich nicht sowohl mit Gegenständen, sondern mit *unserer Erkenntnisart von Gegenständen*<sup>(\*)</sup>, *insofern diese a priori möglich sein soll*, überhaupt beschäftigt (B25).

(\*) G. S. A. Mellin: Gegenständen überhaupt.

諸対象に関わるのではなく、われわれが諸対象について認識する仕方に、  
その仕方がア・プリオリに可能であるべきかぎりで一般に関わる認識すべてを、わたしは超越論的と名づける。

これらはカントが自らの基本的な学術用語「超越論的」の意味を定義した有名な箇所である。

初版では「諸対象一般について von Gegenständen überhaupt」と読める

一連の表現が、かなり大きく書き直された第二版では姿を消している。2つの引用文を比較すると分かるように、第二版の「一般」は「諸対象」から大きく引き離され、動詞《beschäftigen》を修飾する通常の副詞として用いられている。G・S・A・メリンはおそらく、このことが気になって、第二版でも「諸対象一般」を復活させる校訂を提案したのであろう。そして、もしもかれの校訂案が適切であれば、問題の「諸空間一般」と同型の表現が、初版から一貫して基本用語の意味を定義する重要な文脈で採用されていたことになる。しかし、これは原典の事後的な変更であり、また一つの解釈にすぎない。このため、それほど重要な箇所を書き直すにあたって、カントが不注意であったとは考えにくいと、むしろメリンとは逆の解釈も可能ではないだろうか。いずれにせよ、以上の対比だけでは、確定的な読解は困難だと思われる。

## 第 6 節 読み取りが困難ないくつかの用例

ところで、原則論のなかには実際に、無冠詞の「経験一般 Erfahrung überhaupt」を「同じその形式 die Form derselben」と、括弧付で換言しながら補足説明している一文がある (A220/B267)。これを参考にして読むと、すでに検討した箇所の他に、微妙な表現が見られる。

[...] , wenn unsere Sinne feiner wären, deren Grobheit die Form möglicher Erfahrung überhaupt nichts angeht (A226/B273).

われわれの感覚諸器官の粗さは、可能な経験一般の形式に何ら関わりないけれども、仮にそれら諸器官がより繊細であったならば、 [...]

ここで「経験一般」は、形容詞《möglich》の女性・単数・2格で前から修飾され、定冠詞も不定冠詞も伴っていない。そして、たしかにこの箇所では、可能な経験の「形式」が問題にされている。したがって、可能なのか、現実なのか、あるいは必然なのかを限定しない経験一般（その形式）のなかでも、まだ知覚による裏づけがないため「可能な」経験の形式に、われわれの感覚諸器官が粗いということは何ら関わらない（影響しない）と述べられているように思える。しかしながら、問題の副詞《überhaupt》に

カントの「諸空間一般」(2) 承前

は、たとえば次の2つの実例のように、

Das geht mich *überhaupt* nichts an.  
それはわたしとまったく関係ない。

Ich habe ihn *überhaupt* nicht verstanden.  
わたしには、かれ〔の言動〕が、さっぱり分からなかった。

といった、否定を強調する用法も優勢である (vgl.A30/B45;A446/B474, u.a.)。それゆえ、前後の文脈から「経験一般」と解して差し支えないとはいえ、現実の経験や必然の経験と比べて最も条件が緩い「可能な経験」を問題にする以上 (vgl.A234/B286f.)、もはや「一般」という断り書きは不要だと考えていたのであれば、カントは可能な経験の形式に「まったく」関わりない (影響しない) と強調したのかもしれない。

以上と同様に、通常の副詞として用いられているのか、先行する名詞を修飾しているのか判定し難い文面を、原則論からもう一例あげておきたい。カントによると、数学の要請 (公理) は、対象と合致するか否かで証明可能な命題ではなく、対象の概念が産出される仕方 (手続き) だけを示して、われわれに対象を初めて与えている (vgl.A234/B287)。かれはこのように指摘して、数学の要請と比較しながら、自らの諸原則を次のように性格づけている。

So können wir demnach mit ebendemselben Rechte die Grundsätze der Modalität postulieren, weil sie ihren<sup>(\*)</sup> Begriff von Dingen *überhaupt* nicht vermehren, sondern nur die Art anzeigen, wie er *überhaupt* mit der Erkenntniskraft verbunden wird (A234f./B287).

(\*) B. Erdmann: unsern.

様相の諸原則はそれゆえ、諸事物一般についてわれわれがもつ概念を増やすのではなく、概念が、認識する力と、一般に結びつけられる仕方を示すだけであるから、われわれはまさに同じ権利で、様相の諸原則を要請することができる。

B・エアトマンの改訂案を採用して訳出した。訳文にも反映させたように、原文 3 行目の《überhaupt》は、語順からしても通常の副詞として用いられている。他方、2 行目のそれは、さきほどと同様に微妙で、否定の強調でないとは断定できない。そして、もしもこれを「諸事物一般」と読むのが適切であれば、ここでも「諸空間一般」と同型の表現が用いられていることになる。とはいえ、まだ憶測の域を出ないので、より積極的な裏づけはないか調べてみよう。

### 第 7 節 不定冠詞の用法と或る一つの対象一般

さて、問題の「諸空間一般」は、冠詞を伴わない複数形の名詞が後ろから副詞「一般」によって修飾された名詞句である。仮にこれが単数形ならば、名詞の直後に「一般」が続く名詞句は、不定冠詞に始まるだろう。そこで、複数形の名詞に副詞「一般」が後続する用法を検討する準備として、不定冠詞を伴う単数形の名詞にどのような用法と意味があるのかを確認したい。たとえば、

*Ein Hund kann schwimmen.*

犬は泳げるものである。

(Selbst) *ein Kind kann das begreifen.*

子供でもそれは分かる。

といった用例をもとに考えると、不定冠詞を伴う単数形の名詞は、個体を想定しつつも、任意の個体にとどめることで、犬という種族全般や子供という年齢層の人間全般を表示している。推測するに、カントの用例では、このような表示の仕方が直後の「一般」によって明確化されているのではないか。かれは第二版の超越論的演繹で次のように述べている。

Vorher will ich nur noch die E r k l ä r u n g d e r  
K a t e g o r i e n voranschicken. Sie sind Begriffe von *einem* Gegen-  
stande *überhaupt*, dadurch dessen Anschauung in Ansehung einer der  
l o g i s c h e n F u n k t i o n e n zu Urteilen<sup>(\*)</sup> als b e s t i m m t

カントの「諸空間一般」(2) 承前

angesehen wird (B128).

(\*) E. Adickes: urteilen.

なお、諸カテゴリーの説明だけは、あらかじめしておきたい。それらは或る一つの対象一般についての諸概念であり、或る対象の直観が、判断するための論理的諸機能の一つに関して、それら諸概念〔諸カテゴリー〕により規定されていると見なされるのである。

この直後に、予告されたとおり、一つの具体例で「諸カテゴリーの説明」が与えられている (vgl.B128f)。定言判断の論理的機能は、たとえば「諸物体はすべて分割可能である」という判断がそうであるように、主語を述語に関係させる機能である。しかし、この判断は「いくばくかの分割可能なものは物体である」という判断と、まったく同等に成り立つため、判断の論理的機能だけではどちらの概念を主語とし、述語とするのか規定されない。これに対して、諸カテゴリーのなかでも実体と偶有性のカテゴリーを採用し、そのもとに物体の概念を包摂すると、経験のなかで物体の経験的直観は常に主語として規定されるようになる。カテゴリーはそのような必然性を思考に課すのである。

次に、カントの具体例に倣って、たとえば「外力が作用する」を仮言判断の前件(条件)に選び、また「物体運動が変化する」を後件(帰結)にしてみよう。すると、仮言判断の論理的な機能だけでは「外力が作用すると、物体運動は変化する」ならびに、前件と後件を入れ換えた「物体運動が変化すると、外力が作用している」が、まったく同等の論理的意味をもつ命題として定式化される。他方、原因と結果のカテゴリーを採用すると、外力が作用するという経験的直観は常に原因として規定され、物体運動が変化することは常に結果として規定されるだろう。この場合もまた、諸カテゴリーの一つである原因と結果の関係は、われわれの思考に必然性を課すことになる。つまり、カントの言う「或る一つの対象一般」とは、諸カテゴリーのうち、どのカテゴリーでも規定されうるとはいえ、いずれによって規定されるか「特定」されない——あくまでも任意とする——仕方で想定される対象なのである。

ところで、後の議論に関わる重要事項であるため、あらかじめ現時点で

確認しておく、副詞「一般」が直前の名詞を修飾するとはかぎらない。たとえば、初版の超越論的演繹の第 3 節は、

Von dem Verhältnisse des Verstandes zu Gegenständen *überhaupt* und der Möglichkeit diese a priori zu erkennen (A115)

と題されている。しかし、第 3 節のどこを読んでも「諸対象一般 Gegenstände *überhaupt*」を主題的に論じた箇所はなく、感性に対する悟性の関係、ならびに悟性が諸カテゴリーを介してあらゆる経験の対象に関係するといった、対象に対する悟性の関係 (A128) について、もっぱら論じられている。つまり、この第 3 節は「諸対象一般」でなく、あくまでも「諸対象に対する悟性の関係一般」を主題にしているのである。この一点からしても、副詞「一般」は直前の名詞「諸対象」からやや離れた名詞「関係」を修飾していると理解するほかない。第 3 節の表題は、それゆえ、

諸対象に対する悟性の関係一般と諸対象をア・プリオリに認識する可能性について

という趣旨で訳出されるべきなのではなからうか。たしかに、カントの結論によると、感性の諸条件と諸カテゴリーに従う思考（悟性）によりア・プリオリに「認識」されるのは、対象それ自体ではなく、ただだか対象一般——すべての対象について成り立つこと——にとどまる。しかし、この結論に至っていない超越論的演繹の第 3 節では、結論の内容にまで絞り込まれていない「可能性」が表題にされていると、自然に読み取れるのではなからうか。こうした点にも注意しながら原文を辿らなければならない。

## 第 8 節 或る一つの意識一般と諸カテゴリー

以上のように読み解くと、第二版の超越論的演繹には、解釈のさらなる進展に道を拓いてくれそうな叙述が見られる。

Also ist alles Mannigfaltige, sofern es in Einer empirischen Anschauung gegeben ist, in Ansehung einer der logischen Funktionen zu urteilen

b e s t i m m t, durch die es nämlich zu *einem* Bewußtsein *überhaupt* gebracht wird (B143).

それゆえ、多様が或る一つの経験的直観〔表象〕というかたちで与えられているかぎり、多様はすべて、判断するための論理的諸機能の一つに関して規定されている、つまり (nämlich) 多様はそれら諸機能によって 或る一つの意識一般にもたらされているのである。

まず、ドイツ語文法の原則に従うと、補足語《zu einem Bewußtsein》は、後置された過去分詞と受動の助動詞《gebracht wird》と直に連続する、ひとまとまりの文肢でなければならない。両者のあいだに、しかも通常の用法で、副詞《überhaupt》が割り込むことはできないのである。したがって、一組になった前置詞句《zu einem Bewußtsein überhaupt》全体が、本動詞《bringen》の補足語でなければならず、ここでは不定冠詞を伴う名詞「意識」が副詞《überhaupt》によって修飾されていると理解しなければならない。

ところで、直観が「判断するための論理的諸機能の一つに関して」規定されているという指摘は、前節のはじめに引用した箇所と同じである。しかも、それだけでなく、同じこの指摘にもとづくと、両者のあいだには「論理的諸機能の一つ」を軸として「対称的」とも表現できそうな相関関係が認められる。まず、前節で引用した箇所では、諸カテゴリーが「或る一つの対象一般」についての諸概念とされていた。これに対して、新たに引用した上掲の一文では、経験的直観の多様が諸カテゴリーに従う論理的諸機能の一つに関して規定されていると指摘された後、さらに、多様が諸カテゴリーに従う論理的諸機能によって「或る一つの意識一般」にもたらされると補足説明されている。

対比から判明するように、直観が諸カテゴリーに従う論理的諸機能の一つに関して規定されていることを、カントは一方で「或る一つの対象一般」が必然的に考えられる事態とし、他方ではまた直観の多様が「或る一つの意識一般」にもたらされる事態としている。2つの事態は互いに相関しているのである。この相関関係にもとづくと、かれの言う「或る一つの意識一般」は、その相関項である「或る一つの対象一般」と同様の特性を備えていると推定される。おそらく、カントは「或る一つの意識一般」を、諸

カテゴリーのうち、どのカテゴリーに従っても直観の多様を規定できるとはいえず、いずれに従うかは未定の——その点をあくまでも任意とする——意識という意味で「意識一般」と呼んだのであろう<sup>(5)</sup>。

しかし、引用文中で「或る一つの経験的直観」には、大文字で始まる不定冠詞が用いられている。これはどこか唐突でもあり、何か意図があつてのことかもしれない、釈然としない。大文字の不定冠詞は、後続の「論理的諸機能の一つ」や「或る一つの意識一般」に、何か重要な意味を付与しているとも思える。しかし、この問題には、いずれ立ち返ることにしたい。そして、しばらくのあいだ、ここまでの解釈が妥当か否かを確かめるために、他に類似した用例がないか調べてみよう。すると、初版の超越論的演繹でも、問題の「或る一つの対象一般」についての記述が多く見られる。

Was versteht man denn, wenn man von *einem* der Erkenntnis korrespondierenden, mithin auch davon unterschiedenen, *Gegenstand* redet? Es ist leicht einzusehen, daß dieser Gegenstand nur als *etwas überhaupt* = X müsse gedacht werden, weil wir außer unserer Erkenntnis doch nichts haben, welches wir dieser Erkenntnis als korrespondierend gegenüberetzen könnten (A104).

認識に対応し、それゆえまた〔対応しているだけで、当の〕認識からは区別される、そのような或る一つの対象について語られるとき、理解されているのはいったい何であろうか。容易に洞察されうるのは、われわれの認識の他に、われわれがこの認識に対応するものとして向き合わせうるようなものを、われわれはなお何も持ち合わせていないのであるから、この対象はただ或るもの一般 = X としてのみ考えられているのでなければならぬ、ということである。

カントはこのように、或る一つの対象を「或るもの一般 = X」と呼び換えながら、その謎めいた特性を意味深長に語っている。或るもの一般 = X とは、認識に対応する何かであると「考えられる」だけでなく、認識することや認識される内容から区別されると「考えられる」にもかかわらず、それが何であるのかを「認識する」ための手掛かりは、われわれにとって端的に不在といった、捉えどころのない或る対象のことである。

要点を絞り込むと、思考の必然性と認識の不可能性が、或るもの一般 = X の特性なのである。思考の必然性については、すでに検討した「或る対象の直観が、判断するための論理的諸機能の一つに関して、それらにより規定されたものとみなされる」(B128) 諸概念、すなわち諸カテゴリーが思考に課す必然性を想起すればよいだろう。或るもの一般 = X は経験的直観が与えられなければ無でしかない。それはまた、認識に対応すると必然的に考えられるとともに、当の認識からは区別されると必然的に考えられながらも、諸カテゴリーのうち、どのカテゴリーでも規定されうるという仕方では考えられる、まさにそうした任意で未規定の「対象一般」であった。このように、或るもの一般 = X に伴う捉えどころのなさは、すでに解釈を試みた「或る一つの対象一般」と「或る一つの意識一般」に共通する特性として大幅に緩和される。さらに、これと関連する記述はかなり多く<sup>(6)</sup>、なかには検討が必要なものも少なくない。

Nunmehr werden wir auch unsere Begriffe<sup>(\*)</sup> von *einem* Gegenstande überhaupt richtiger bestimmen können (A108).

(\*) E. Adickes: unseren Begriff.

われわれは今や、或る一つの対象一般についてわれわれがもつ諸概念をもまた、より正当に規定できることになる。

この箇所について、E・アディケスは「諸概念」を、単数形の「概念」に改めるよう提案している。

しかし、すでに確認したとおり、ここでカントが述べている諸概念は諸カテゴリー、つまり量・質・関係・様相の各カテゴリーであるから複数である。アディケスはおそらく「或る一つの対象一般という概念」と読みたいたのであろう。たしかに、前後の文脈で主題にされているのは「或る一つの対象一般」であり、かれの校訂案はそのかぎりでも説得力をもつかもされない。とはいえ、カント当人は(諸)概念を「もまた auch」、より正当に「規定できることになる bestimmen können werden」と述べている。したがって、諸概念(諸カテゴリー)については、未来時制が用いられている点からも、この箇所でも論じられているというより、むしろこの箇所の議論

に付随する成果として、ほどなく「より正当に規定できることになる」と予告していたのではないだろうか。しかも、後続する項目は「諸カテゴリーがア・プリオリな諸認識として可能であるということの予備的な説明」(A110)と題されていて、実際に諸カテゴリーを主題とした議論が展開されているのである(A110-114)。いずれにしても、或る一つの対象一般は、不定冠詞と単数形の名詞に「一般」が連なる形式で用いられる場合に、以上で浮かび上がってきたような独特の意味をもつといえそうである。

カントは原則論の付録「反省諸概念の多義性についての注解」で次のように述べている。

Da aber alle Einteilung einen eingeteilten Begriff voraussetzt, so muß noch ein höherer angegeben werden, und dieser ist der Begriff von *einem* Gegenstande *überhaupt* (problematisch genommen, und unausgemacht, ob er Etwas oder Nichts sei) (A290/B346).

しかし、区分はすべて何らかの区分される〔区分に先立つ〕概念を前提にしているのであるから、より高次の或る概念がさらに提示されなければならず、そして、後者〔より高次の或る概念〕は（蓋然的に捉えられ、しかも対象が何か或るものか無か不確定の）或る一つの対象一般の概念なのである。

見てのとおり、括弧内の補足説明（…か…か不確定の）は、以上で解釈した「或る一つの対象一般」がもつ特性を示している。

### 第 9 節 或る一つの基体一般と時間一般

さて、次に「対象」や「或るもの」や「事物」ではない他の名詞が、不定冠詞と「一般」を前後に伴う用例も慎重に調べてみたい。カントは実体の図式を次のように説明している。

Das Schema der Substanz ist die Beharrlichkeit des Realen in der Zeit, d. i. die Vorstellung desselben, als *eines* Substratum der empirischen Zeitbestimmung *überhaupt*, welches also bleibt, indem alles andere

カントの「諸空間一般」(2) 承前

wechselt (A144/B183).

実体の図式は時間における実在的なものの不変性、すなわち経験的な時間規定の「説明の2格：経験のなかで時間を規定する」或る一つの基体一般として、それゆえ他のすべてが変化している間、そのままであり続ける或る一つの基体一般として、実在的なものを表象すること〔実在的なものを表象する感性の純粹な形式的条件〕である。

分かりやすさのために、あえて「或る一つの基体一般」という訳語を、重複させて訳出することにした。原文では不定冠詞と副詞「一般」が離れているため、この副詞は「経験的な時間規定一般」のように、直前の名詞を修飾しているのかもしれない。たしかに、その可能性は否定できないが、後続する関係代名詞《welches》の先行詞が「基体 ein Substratum」であることは、まず間違いないので、その直後に位置する「経験的な時間規定の」は付加された説明の2格だと受けとって読むほうがより自然であろう<sup>(7)</sup>。そして、このように読み解くと、経験的に時間を規定する仕方に応じて変化の根底に想定される基体が任意とされることで、われわれは初めて実在的で不変のものを表象できるという意味になる。

カントは初版の原則論に含まれた項目「不変性の原則」を、第二版では「実体の不変性の原則」という表題に改め、叙述内容もかなり増補している。しかも、第二版の叙述では、時間と基体の関係が詳細に検討されている。

Alle Erscheinungen sind in der Zeit, in welcher, als Substrat<sup>(\*1)</sup>, (als beharrlicher Form der inneren Anschauung,) das *Z u g l e i c h s e i n* sowohl als die *F o l g e* allein vorgestellt werden kann. Die Zeit also in der aller Wechsel der Erscheinungen gedacht werden soll, bleibt und wechselt nicht; weil sie dasjenige ist, in welchem das Nacheinander- oder *Zugleichsein*<sup>(\*2)</sup> nur als Bestimmungen derselben vorgestellt werden können. Nun kann die Zeit für sich nicht wahrgenommen werden. Folglich muß in den Gegenständen der Wahrnehmung, d. i. den Erscheinungen, das Substrat anzutreffen sein, welches die *Zeit überhaupt* vorstellt, und an dem aller Wechsel oder *Zugleichsein* durch das Verhältnis der Erscheinungen zu demselben in der Apprehension wahr-

genommen werden kann (B224f).

- (\*1) G. S. A. Mellin: als ihrem Substrat.
- (\*2) B. Erdmann: und zugleich sein.

諸現象はすべて時間のなかに在り、諸現象の基体としての（内的直観の不変的な形式としての）時間のなかでだけ、同時存在〔同時に在ること〕も継起〔すること〕も表象されうる。時間というものは、それゆえ、諸現象のあらゆる変化のなかで考えられるべきであり、〔常に〕そのままであり続け、変化しない。というのも、相前後することや同時に在ることが、時間の諸規定としてのみ表象されうるからである。ところで、時間そのものは知覚されえない。したがって、知覚の諸対象のうちに、すなわち諸現象のうちに、時間一般を表す基体が見出されうるのでなければならず、変化することも、または同時に在ることも、すべてその基体に対する諸現象の関係により、覚知という仕方、その基体に付帯して知覚されうる。

訳出にあたっては G・S・A・メリンの校訂案を採用し、B・エアトマンの校訂案は少なくとも訳文で読むかぎり、それほど大きな違いはないと思われるので原文に従った。前置詞つきの関係代名詞《an dem》は、基体とその属性を問題にしている文脈に合わせて、たとえば「胸の傷 die Wunde *an* der Brust」と同様の意味になるよう、基体に「付帯して」という訳語を選ぶことにした。

ところで、気になるのは《das Substrat …, welches die Zeit *überhaupt* vorstellt》という言い回しであり、もしも関係代名詞《welches》が 1 格（主格）であれば、訳出したような意味になるだろう。しかし、たとえば、

Das Bild *stellt* die Heilige Dreieinigkeit *vor*.  
その絵は聖三位一体を表している。

と説明される場合、絵という分かりやすく、馴染み深いものが、聖三位一体という分かりにくい教義を「表している vorstellen」のである。この点からすると、カントは逆に、哲学用語「基体」で示された分かりにくい何

かが、われわれにとって馴染み深い「時間」を表していると述べていたことになるだろう。他方、仮に《welches》が4格だとすると、馴染み深い「時間」の側が分かりにくい「基体」を「おしなべて überhaupt」表しているという意味になる。このとき、副詞「一般」はその位置からして、通常の副詞として用いられていることになる。とはいっても、これはかなり不自然な読み方なので、かれはやはり「基体が時間一般を表している」——つまり、哲学用語で古来「基体」と呼ばれてきたものが、同時に在る諸現象や継起する諸現象の根底に想定される不変的な「時間一般」を表している——と指摘しているのだろう。

カントの考えによると、おそらく時間というものは、分かりやすいどころか、むしろ基体という学術用語の意味を遥かに超えて難解な何かであった。この解釈が誤りでなければ、やや旧式の言い回しになるとはいえ、いま問題にしている箇所を「基体は時間一般の何たるかを表している」と訳出してもよいだろう。

Die Beharrlichkeit drückt überhaupt die Zeit, als [...], aus (A183/B226).

不変性は一般に、時間の何たるかを、[...]と表現している。

実際、カントが別の箇所でもこう述べている趣旨も、同様に訳出すると理解しやすくなる。しかし、いずれにしても、基体と不変性は時間を表している、あるいはまた表現しているのであって、基体と不変性が時間「である」とは、どこにも述べられていない。むしろ、いずれも時間ではないことが、暗黙の前提とされた指摘である。そうだとすると、かなり微妙な問題が、ここで新たに浮上する。

実体の図式が説明された一文の「或る一つの基体一般」は、あくまでも時間のなかに在って、変化しない或る実在的なものを、何かに特定することなく示していた。それゆえ、時間そのものの特性を説明するにあたって、カントが同じこの意味で「基体」という語を用いているにしても、基体は「時間一般 *die Zeit überhaupt*」を表しているのであり、基体が時間一般と異なることは暗黙の前提でなければならない。だからこそ、かれは時間と基体の関係を検討する文脈で、不定冠詞による「或る一つの時間一般 *eine Zeit überhaupt*」という言い方を、おそらくは当然のこととして避けたので

ある<sup>(8)</sup>。したがって、いままで検討してきたような、不定冠詞と副詞「一般」が前後に位置する名詞に加え、定冠詞と副詞「一般」が前後に位置する名詞の用法についても注意しなければならない。とはいえ、この課題はしばらく先送りにして、まずは前者の用例をさらに調べることにしよう。(つづく)

## 註

- (4) なお、同様の用法としては、たとえば以下の箇所を参照。斜体は引用者による強調である。また、以下の註では《überhaupt》を、ゲシュベルトにされていない場合のみ《ü.》と略記して引用する。A9/B13: 《von dem, was *ü.* geschieht》; A11: 《Besonders aber wird eine Erkenntnis schlechthin rein genannt, in die sich *ü.* keine Erfahrung oder Empfindung einmischet, [...]》; *ibid.*: 《ob auch *ü.* eine solche Erweiterung unserer Erkenntnis》; B25: 《ob auch hier *ü.* eine Erweiterung unserer Erkenntnis》; A31/B47: 《unter denen *ü.* Erfahrung möglich sind [K. Vorländer: ist]》; A53/B77: 《ja gar *ü.* von allen Ursachen, daraus uns gewisse Erkenntnisse entspringen》; A93/B126: 《weil nur vermittelt ihrer [der Kategorien] *ü.* irgendein Gegenstand der Erfahrung gedacht werden kann》; B138: 《für jeden *ü.* möglichen Verstand》; B146: 《dadurch *ü.* ein Gegenstand gedacht wird (die Kategorie)》; B155: 《als wie ich mir selbst *ü.* ein Objekt》; A125: 《weil diese [die Erscheinungen], nur vermittelt jener Elemente der Erkenntnis und *ü.* unserem Bewußtsein, mithin uns selbst angehören können》。この箇所 (A125) に対する G・ハルテンシュタインの校訂案では《und *ü.*》の《und》が除去され「認識一般」ないし「認識のかの諸要素一般」となる。もしも後者の読み方が妥当だとすれば、この箇所は複数形の名詞を「一般」が修飾している点で「諸空間一般」と同型になるが、文脈からして「かの諸要素」は感性の純粹諸形式、悟性の諸カテゴリー、再認、再現、覚知のように定まるため、互いに異質な感性と悟性の双方に及ぶ各要素を特定せずに「諸要素一般」と呼んでいるとも解釈できる。A125f: 《die Gründe der Möglichkeit [...], *ü.* ein Objekt in der Erfahrung zu erkennen》; B165: 《Es muß Erfahrung dazu kommen, um die letzteren *ü b e r h a u p t* kennen zu lernen》; A137/B176: 《in Vergleichung mit empirischen (ja *ü.* sinnlichen) Anschauungen》; A158/B197: 《Daß *ü.* irgendwo》; A183/B226: 《Die Beharrlichkeit drückt *ü.* die Zeit, [...], aus》; A193/B238: 《in dem, was *ü.* vor einer Begebenheit vorhergeht》; A206/B252: 《Wie nun *ü.* etwas verändert werden könne》; A226/B273: 《Denn *ü.* würden wir》; B288: 《wie etwas *ü.* Ursache sein könne》; A245: 《weil eben von der sinnlichen Bedingung, unter der *ü.* Gegenstände unter sie [die Form des Begriffs] gehören können, abstrahiert worden》; A250: 《ein Etwas = x, wovon wir gar nichts wissen, noch *ü.* [...] wissen können》; A300/B356f: 《Aber ich kann darum doch nicht sagen, daß ich diese

- Eigenschaft der geraden Linien [3. Aufl.: Linie] *ü.* und an sich, aus Prinzipien erkenne, sondern nur in der reinen Anschauung»; A346/B404: 《die Bedingung, unter der ich *ü.* denke»; A355: 《oder *ü.* etwas von ihm [dem Subjekt der Inhärenz] zu kennen»; B411: 《von einem Wesen [···], das *ü.* [···]»; A399: 《eine allgemeine Regel, welche die Bedingungen der Möglichkeit zu denken *ü.* und a priori aussage»; A402: 《um *ü.* ein Objekt zu erkennen»; B414: 《ja *ü.* alles dessen, was das Dasein ausmacht»; A440/B468: 《dadurch *ü.* seine Sache»; A719/B747: 《und *ü.* von der Existenz»; A740/B768: 《daß es *ü.* eine Antithetik der reinen Vernunft geben»; A747/B775: 《ob man auf diese *ü.* etwas rechnen»; A762/B790: 《eine unbestimmbar weit ausgebreitete Ebene, deren Schranken man nur so *ü.* erkennt»; A817/B845: 《*ü.* in Ansehung dieser Frage»; A839/B867: 《die ersteren auch *ü.*»; A846/B874: 《uns *ü.* gegeben werden kann》. なお、B・エアトマンの校訂案では、次の原文に見られる《*ü.*》直前のカンマが削除される。A496/B524: 《wenn sie [die Sterne] gleich als Dinge an sich selbst, ohne Beziehung auf mögliche Erfahrung, *ü.* [B. Erdmann: Erfahrung[, *ü.*] gegeben wären》. しかし、カントの用法と前後の文脈からして、ここでカンマがない場合には不定冠詞を伴う「一なる経験一般 *eine* mögliche Erfahrung, *ü.*」になると推定されるため、この箇所でも《*ü.*》は通常の副詞として用いられているのではないか。次の箇所については、通常の副詞として読んでも「～一般」と読んでも、ほとんど意味の違いはないと思われる。B165:《Es muß Erfahrung dazu kommen, um die letzteren [A. Görland: besondere Gesetze] *ü b e r h a u p t* kennen zu lernen》. 以下も参照。A282/B339 Anm.; A301/B357; A387; A399; A535/B563; A554/B582; A585/B613.
- (5) Vgl. A175f./B217: 《die Synthesis in *einem* empirischen Bewußtsein *ü.*》. 統覚についても同様の用例が見られる。B143: 《Diejenige Handlung des Verstandes aber, durch die das Mannigfaltige gegebener Vorstellungen (sie mögen Anschauungen oder Begriffe sein) unter *eine* Apperzeption *ü.* gebracht wird, ist die logische Funktion der Urteile》. 「ところが、与えられる諸表象の〔説明の2格〕多様を(それら諸表象が諸直観であれ諸概念であれ) 或る一つの統覚一般のもとにもたらす悟性の働きは、諸判断の論理的機能である」。
- (6) A144/B183: 《Das Schema der Ursache und der Kausalität *eines* Dinges *ü.*》; A156/B195: 《Nun beruht Erfahrung auf der synthetischen Einheit der Erscheinungen, d.i. auf einer Synthesis nach Begriffen vom [H. Vaihinger: von *einem*] Gegenstände der Erscheinungen *ü.*, ohne welche sie nicht einmal Erkenntnis, sondern eine Rapsodie von Wahrnehmungen sein würde》. 後者の引用文ではH・ファイヒンガーの校訂案を採用する。A199/B244: 《Zu aller Erfahrung und deren Möglichkeit gehört Verstand, und das erste, was er dazu tut, ist nicht: daß er die Vorstellung der Gegenstände deutlich macht, sondern daß er die Vorstellung *eines* Gegenstandes *ü.* möglich macht》. この一節では「諸対象 Gegenstände」と「或る一つの対象一般 *ein* Gegenstand *ü.*」が明確に対比されている。A247/B304:

- 《das Denken *eines* Objekts *ü.*》; A273/B329: 《in dem bloßen Begriffe *eines* Dinges *ü.* ist es auch wirklich so, aber nicht in den Dingen als Erscheinungen》. 後者の用例でも「或る一つの事物一般の〔説明の 2 格〕概念」と「諸現象としての諸事物」が明確に対比されている。A279/B335: 《Wende ich aber diese Begriffe auf *einen* Gegenstand *ü.* (im transz. Verstande) an》; *ibid.*: 《die Vorstellung *eines* Gegenstandes, als Dinges *ü.*》; A283/B339: 《Wenn ich [⋯] mich lediglich an den Begriff von *einem* Dinge *ü.* halte》; A283/B340: 《der Begriff von *einem* Dinge *ü.*》; *ibid.*: 《im bloßen Begriffe von *einem* Dinge *ü.*》; A355: 《*ein* Etwas *ü.* (transzendentes Subjekt)》; A374: 《auf *einen* Gegenstand *ü.*》; A380: 《was doch kein Ding an sich, sondern nur die Erscheinung *eines* Dinges *ü.* ist》; A600/B628: 《von dem möglichen realen Inhalte *eines* Dinges *ü.*》; A670/B698: 《von dem Begriffe *eines* Dinges *ü.*》; A677/B705: 《*ein* Etwas *ü.*》; A718/B746: 《zu dem Schema *eines* Triangles *ü.*》; A719/B747: 《*ein* Ding *ü.*》. 第二版にだけ見られる以下のような表現も参考になる。B146: 《das Denken *eines* Gegenstandes *ü.*》; B158: 《das Denken *eines* Objekts *ü*berhaupt》; B207: 《zu *irgendeinem* Objekte *ü.*》; B208: 《*ein* Objekt *ü.*》; B307: 《als *einem* Etwas *ü.* außer unserer Sinnlichkeit》.
- (7) これと同様の読み方が自然な箇所は他にもある。Z. B. A129f: 《Also geht die Art, wie das Mannigfaltige der sinnlichen Vorstellung (Anschauung) zu einem Bewußtsein gehört, vor aller Erkenntnis des Gegenstandes, als die intellektuelle Form derselben, vorher, und macht selbst *eine* formale Erkenntnis aller Gegenstände a priori *ü.* aus, sofern sie gedacht werden (Kategorien)》。「かくして、感性的表象 (直観) の多様が一なる意識に属する仕方は、対象のあらゆる認識に、認識の知性的形式として先行し、また諸対象が考えられるかぎり (諸カテゴリー)、それ自身、諸対象すべての〔しかも〕或る一つのア・プリオリな形式的認識一般をかたちづくっているのである」。このように、カントが述べていることは、すでに解釈した意識一般と諸カテゴリーの関係に合致する。なお、訳文中で「一なる意識」とされている用例については、本論で後に検討する予定である。
- (8) Vgl. B163: 《in der Zeit überhaupt》(原文ではすべてゲシュペルト); A157/B196: 《Ob wir daher gleich vom Raume *ü.*, oder den Gestalten, welche die produktive Einbildungskraft in ihm verzeichnet, so vieles a priori in synthetischen Urteilen erkennen, [⋯]》. 次の箇所はかなり微妙である。B219: 《so kann die Bestimmung der Existenz der *Objekte* in der Zeit nur durch *ihre* [K. Vorländer: die] *Verbindung* in der Zeit *ü.*, mithin nur durch a priori *verknüpfende* Begriffe, geschehen》. これは「時間一般」ではなく、所有冠詞と副詞「一般」が前後に置かれた「諸客観の時間における〔時間的な〕結合一般 *ihre* *Verbindung* in der Zeit *ü.*」と読んだほうが、併置されている「ア・プリオリに結びつける諸概念」と、より適切に呼応するかもしれない。そして、このように読むと、所有冠詞《*ihre*》を定冠詞《*die*》に改訂する K・フォアレンダーの案は、採用する必要がなくなる。

